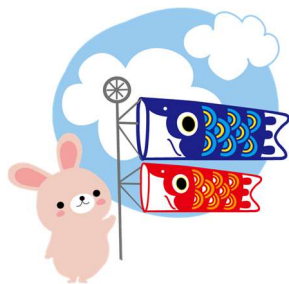


2024年 5月 第142号



産業文化通信

J C I 産業文化協同組合 技能実習生受入事業部発行

東京都千代田区神田鍛冶町 3-6-7 6階

電話：03-3525-4838



新緑の美しい季節となりましたが、組合員の皆様におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。当組合は平成 21 年に組合事業を始めて、今年 4 月に無事に第 16 期を迎えることが出来ました。これもひとえに組合員の皆様のご支援の賜物と感謝申し上げます。これからも「組合員の皆様のお役に立つ協同組合」として鋭意努力してまいりますので、変わらずのご愛顧をお願い申し上げます。

労働条件明示のルールが改正されました

労働基準法施行規則第 5 条の改正により、本年 4 月から労働条件明示事項が追加されました。これにより、技能実習生、特定技能における雇用条件書の書式も一部変更となっております。本年 4 月 1 日以降に雇用契約の締結を行う場合、外国人技能実習機構、出入国在留管理局より新書式で行うよう指導がございました。ご承知おきの程、宜しく願い申し上げます。

対象	明示のタイミング	新しく追加される明示事項
すべての労働者	労働契約の締結時と 有期労働契約の更新時	1. 就業場所・業務の変更の範囲 【改正労基則第 5 条第 1 項第 1 号の 3】
有期契約労働者	有期労働契約の 締結時と更新時	2. 更新上限の有無と内容 (有期労働契約の通算契約期間または更新回数の上限) 【改正労基則第 5 条第 1 項第 2 号の 2】 +更新上限を新設・短縮しようとする場合、その理由をあらかじめ説明すること 【改正雇止めに關する基準第 1 条】
	無期転換ルールに基づく 無期転換申込権が 発生する契約の更新時	3. 無期転換申込機会 無期転換後の労働条件 【改正労基則第 5 条第 5 項・第 6 項】 +無期転換後の労働条件を決定するに当たり、他の正社員等とのバランスを考慮した事項の説明に努めること 【改正雇止めに關する基準第 5 条】

2. 雇用条件

I. 雇用契約期間	1. 雇用契約期間 (年 月 日 ~ 年 月 日) 入国予定日 年 月 日
2. 契約の変更の有無	<input type="checkbox"/> 契約の変更はない <input type="checkbox"/> 原則として更新する ※ 会社の経営状況等しく悪化した場合には、契約を更新しない場合がある。
3. 更新上限の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (更新 回まで / 通算契約期間 年まで)
II. 就業 (技能実習) の場所	(変更の範囲) (就業 (技能実習) の場所等を変更する場合には、軽微変更届出を提出する必要があることにご留意ください)
III. 従事すべき業務 (職種及び作業) の内容	(変更の範囲) (従事すべき業務・職種・周辺業務の各作業の内容を実際に変更する場合には、軽微変更届出が必要であることにご留意ください)
IV. 労働時間等	1. 始業・終業の時刻等 (1) 始業 (時 分) 終業 (時 分) (1日の所定労働時間数 時間 分)

新入社員のお知らせ

技能実習生・特定技能者の増加により相談・対応体制を充実をはかるため、この度 4 名の新規職員が加わりました。

- ・ラ・ティ・トゥイ・チャン 特定技能者の管理、通訳等を担当致します。
- ・ゴウ・フォン・リエン 技能実習生の管理、通訳等を担当致します。
- ・多田正江 事務局に配属、申請書類等の作成を担当致します。
- ・飯塚美佳 事務局に配属、IHD共済、入国後講習、技能検定試験等の
手続を担当致します。



貴社に訪問させて頂いた際、また電話での対応等今後お世話になると思います。何卒宜しくお願い申し上げます。

よろしく
お願いします

